

長崎県立大学佐世保校後援会会則の一部改正

長崎県立大学佐世保校後援会会則の一部を次のとおり改正する。

改正後	現 行
<p>第4章 役員等</p> <p>第6条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名</p> <p>(3) 理事 若干名（内1名は常任理事とする）</p> <p>(4) 監事 2名</p> <p><u>2 本会に、書記を若干名置くことができる。</u></p> <p>第7条 役員等の任務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は本会の会務を処理する。</p> <p>(2) 会長は、必要があるときは理事会を招集する。</p> <p>(3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。</p> <p>(4) 理事は予算、決算および会則の変更、その他本会の重要な事項を審議する。</p> <p>(5) 常任理事は理事を代行して、会則で定められた事項及び理事会で決議した予算の執行ならびに庶務、会計の任に当たる。</p> <p>(6) 監事は、年1回以上会計監査を行い、総会に報告する。</p> <p>(7) <u>書記は会長の命を受けて、会計及び庶務の事務を処理する。</u></p> <p>第8条 役員を選出方法は次のとおりとする。<u>ただし、会長が必要と認める時は、理事及び監事の内、若干名は教員及び事務職員の中から学長の推薦を受けて会長が委嘱することができる。</u></p> <p>(1) 会長、副会長は、理事・監事の中から選出する。</p> <p>(2) 理事および監事は、正会員の中から互選する。</p>	<p>第4章 役員</p> <p>第6条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名</p> <p>(3) 理事 若干名（内1名は常任理事とする）</p> <p>(4) 監事 2名</p> <p>第7条 役員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は本会の会務を処理する。</p> <p>(2) 会長は、必要があるときは理事会を招集する。</p> <p>(3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。</p> <p>(4) 理事は予算、決算および会則の変更、その他本会の重要な事項を審議する。</p> <p>(5) 常任理事は理事を代行して、会則で定められた事項及び理事会で決議した予算の執行ならびに庶務、会計の任に当たる。</p> <p>(6) 監事は、年1回以上会計監査を行い、総会に報告する。</p> <p>第8条 役員を選出方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長、副会長は、理事・監事の中から選出する。</p> <p>(2) 理事および監事は、正会員の中から互選する。ただし、会長が必要と認める時は、理事及び監事の内、若干名は教員及び事務職員の中から学長の推薦を受けて会長が委嘱することができる。</p>

この会則は、令和5年7月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

長崎県立大学佐世保校後援会援助金交付要領の一部改正

長崎県立大学佐世保校後援会援助金交付要領の一部を次のとおり改正する。

改正後	現 行
<p>② 学生課外活動援助費 ハ. クラブ活動奨励費</p> <p>b. 公的機関が主催する大会で宿泊を必要とする場合は、正選手について1泊 <u>4,000 円</u>を援助する。教員及び外部指導者が監督として引率する場合は、交通費実費と1泊につき <u>8,000 円</u>を限度として宿泊実費を援助する。ただし、1大会について、4泊までを限度とする。</p> <p>c. その他の大会、遠征等で宿泊を必要とする場合は、1団体3回を限度に正選手について1泊 <u>3,000 円</u>、監督教員については1人3回を限度に交通費実費と1泊につき <u>6,000 円</u>を限度として宿泊実費を援助する。ただし、1回につき1団体20名以内、3泊までを限度とする。</p> <p>⑦ ゼミナール活動援助費</p> <p>ゼミナールが、対外交流促進のための討論会または報告会に参加する場合や地域社会をフィールドとして地域の人々と協働で行う研究活動に要する経費を援助する。</p> <p>助成額は1活動当たり <u>150,000 円</u>を上限とし、宿泊を伴う活動においては、別途1人につき1泊 <u>4,000 円</u>、3泊までを限度に援助する。</p> <p>ただし、同一ゼミナールに対しては各1回限りとする。(ゼミ指導教官による参加と成果報告書を別途添えて申請するものとする)</p>	<p>② 学生課外活動援助費 ハ. クラブ活動奨励費</p> <p>b. 公的機関が主催する大会で宿泊を必要とする場合は、正選手について1泊 3,000 円を援助する。教員及び外部指導者が監督として引率する場合は、交通費実費と1泊につき 7,000 円を限度として宿泊実費を援助する。ただし、1大会について、4泊までを限度とする。</p> <p>c. その他の大会、遠征等で宿泊を必要とする場合は、1団体3回を限度に正選手について1泊 2,000 円、監督教員については1人3回を限度に交通費実費と1泊につき 5,000 円を限度として宿泊実費を援助する。ただし、1回につき1団体20名以内、3泊までを限度とする。</p> <p>⑦ ゼミナール活動援助費</p> <p>ゼミナールが、対外交流促進のための討論会または報告会に参加する場合、1人につき1泊 3,000 円を援助する。ただし、3泊までを限度とする。</p> <p>(ゼミ指導教官による報告(討論)会への当日参加と成果報告書を別途添えて申請するものとする。)</p> <p>⑧ ゼミナール地域研究活動援助費</p> <p>ゼミナールが、地域社会をフィールドとして地域の人々と協働で行う研究活動に要する経費を援助する。</p> <p>助成額は1活動当たり 100,000 円を上限とし、年間5活動までを助成の対象とする。ただし、同一ゼミナールに対しては各1回限りとする。</p>

この交付要領は、令和5年7月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

※ ⑦と⑧を統合した支援内容に改正するため、「ゼミナール地域研究活動援助費」の支出項目を削除。